SDGsの環境に関係のあるターゲットと現行安城市環境基本計画の対応表

資料３

●赤文字：安城市環境基本計画で対応すべきターゲット。現行計画での対応施策番号に「○」。
●グレー網掛け部分：安城市環境基本計画で対応しなくてもよいターゲット。

中外テクノス株式会社　作成資料

ゴール	ターゲット	安城市環境基本計画																																							
		基本目標	1														2												3										4	
		分野別目標	1					2						3			1				2			3				1			2		3			1	2
		基本施策	1		2			1		2		3		1		1		2		3			1		2		1		2			1		1		1	1
		施策	1	2	3	1	2	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	1
ゴール２ 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	2.4　2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭（レジリエント）な農業を実践する。																										○	○	○	○												
	2.5　2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。																																								
ゴール３ あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	3.9　2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。														○	○													○												
ゴール４ すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	4.7　2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。																																						○		
ゴール６ すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	6.1　2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。																																								
	6.2　2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。																																								
	6.3　2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。														○	○													○												
	6.4　2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。																																		○	○					
	6.5　2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。																																								

| ゴール | ターゲット | 安城市環境基本計画 | | |

ゴール	ターゲット	安城市環境基本計画																																									
		基本目標	1													2															3									4	
		分野別目標	1					2							3	1							2				3				1					2		3		1	2
		基本施策	1			2		1			2		3		1	1		2		3			1		2		1		2		1			2		1		1	1	1
		施策	1	2	3	1	2	1	2	3	1	2	1	2	1	1	2	1	2	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	1	1
ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する	12.2　2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。																																									
	12.3　2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。																													○	○										
	12.4　2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。														○	○													○											
	12.5　2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。																													○	○	○	○	○	○	○					
	12.6　特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。																																									
	12.7　国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。																																									
	12.8　2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。																																							○		
	12.a　開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。																																									
	12.b　雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。																																									
ゴール13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	13.2　気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																											
	13.3　気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。																		○										○								○				
	13.a　重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。																																									

ゴール	ターゲット	安城市環境基本計画																																									
		基本目標	1													2															3									4	
		分野別目標	1					2						3		1					2			3				1				2		3		1	2
		基本施策	1		2			1		2		3		1		1		2		3			1		2		1		2		1		2		1		1	1
		施策	1	2	3	1	2	1	2	3	1	2	1	2	1	1	2	1	2	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	1
ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	14.1　2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。															○		○																								
	14.2　2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。																																								
	14.3　あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。																																								
	14.4　水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。																																								
	14.5　2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。																																								
	14.7　2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。																																								
	14.a　海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。																																								
	14.b　小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。																																								
ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	15.1　2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。																			○	○	○	○																		
	15.2　2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。																																		○					
	15.3　2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。																																								
	15.4　2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。																																								
	15.5　自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。																			○						○	○	○							○					
	15.6　国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。																																								
	15.7　保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。																																								

ゴール	ターゲット	安城市環境基本計画																																									
		基本目標	1													2													3									4	
		分野別目標	1					2						3		1						2				3			1				2		3			1	2
		基本施策	1			2		1			2		3		1	1		2		3			1		2		1		2			1		2		1		1	1
		施策	1	2	3	1	2	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	1
	15.8　2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。																							○	○	○	○	○													
	15.9　2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。																																								
	15.a　生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。																																								
	15.b　保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。																																								
	15.c　持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。																																								
ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	17.14　持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。																																								
	マルチステークホルダー・パートナーシップ/Multi-stakeholder partnerships 17.16　全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。																																								
	17.17　さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。																																								○